

# 安芸広域市町村圏事務組合特別職の職員で非常勤の者の報酬 及び費用弁償支給条例

(平成 20 年 9 月 1 日 条例第7号)

改正 平成 22 年 2 月 26日 条例第1号

平成 25 年 10月 24日 条例第1号

平成 28 年 3 月 15日 条例第5号

平成 29 年 5 月 22日 条例第1号

平成 30 年 7 月 27日 条例第3号

平成 31 年 3 月 1日 条例第2号

令和 2 年 3 月 10日 条例第1号

令和 2 年 7 月 30日 条例第4号

## (目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2の規定に基づき、安芸広域市町村圏事務組合特別職の職員で非常勤の者（以下「非常勤の職員」という。）の報酬及び費用弁償としての旅費の額並びにその支給方法について必要な事項を定めることを目的とする。

## (報酬)

第2条 非常勤の職員の報酬額は、別表のとおりとする。

## (報酬の支給)

第3条 非常勤の職員の報酬は、その都度支給する。

## (費用弁償)

第4条 非常勤の職員が、公務のために旅行したとき又は出務したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 旅費の額及び支給方法については、職員の給与・旅費・勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例（平成2年条例第7号）で準用する安芸市職員の旅費に関する条例（昭和44年安芸市条例第13号）の例による。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年 2 月 26日 条例第1号）

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 10月 24日 条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年 3 月 15日 条例第5号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 5 月 22 日 条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 7 月 27 日 条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 1 日 条例第 2 号）

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 10 日 条例第 1 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 7 月 30 日 条例第 4 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に安芸広域市町村圏事務組合行政不服審査会条例（平成 28 年条）規定により設置された安芸広域市町村圏事務組合行政不服審査会に諮問されている事件について、当該事件に関する調査審議が行われている間の行政不服審査会委員に係る報酬は、なお従前の例による。

別表（第 2 条関係）

区 分	報 酬 額（円）
監 査 委 員	（日額） 5,000
退職手当審査会委員	（日額） 5,000
行政不服審査審理員	（日額） 10,000
法 務 専 門 職 員	（日額） 10,000